

京都帝國大學法學部

# 經濟論叢

第八卷 第六號

大正八年六月一日發行

## 論說

資本税の課徴方法

法學博士

神戸 正雄

公羊家の理想とする大同の社會

法學士

小島 祐馬

割地の發生并に發達についての考察

法學博士

牧野信之助

企業の經濟的及び道德的性質

法學博士

田島 錦治

經濟循環期論

法學博士

財部 靜治

植民地領有の目的

法學博士

山本美越乃

米國のI.W.W運動の研究

文學士

米田庄太郎

紙幣の減價に就いて

文學士

高田 保馬

## 時事問題

收入豫算の見積を論ず

法學博士

小川郷太郎

少年勞働及徹夜業の禁止

法學博士

戸田 海市

## 雜錄

英國の勞働不安

法學博士

河田 嗣郎

ビユツヘルの經濟階段說に就いて

法學士

本庄榮治郎

# 割地の發生并に發達についての考察

牧野信之助

## 目次

- 一、序言
- 二、檢地と高割付
- 三、内檢
- 四、割換と定期割換
- 五、割地と村落制との結合
- 六、附言

一、序言。土地の定期割換慣行、所謂割地はその史料從來江戸時代に限られ、従つてその史料によりて當然考察せらるるところのものも亦同時代を溯ること能はず、之を本邦各地の慣行所例に求め、或は廣く東西の舊習に比較してその由て來るところを明らかにせんとせるも推測を出でざるものの如し、愚見によれば、本問題に於て最も重要に且興味あると思はるるは、その起源即ち發生の由來に關する事項にして、この點にして闡明せられんか、我土地制度史上に於ける該慣習の關係自ら解釋せらるべく、延てはこの發生を來せる時代の背景をも窺ふに足るべきなり。

余輩の知れる限りに於ては、從來その發生の事情を最も確的に考察せられたるものは枋内氏の加賀藩に於ける調査とす、但し事一藩のみに止るを以て年代は寛永年間を溯る能はず、曩に本誌に連載せられたる小野氏の土佐藩の場合にありては、猶降りて元祿度なりと云へり。

余輩も嘗て本誌上に於て越前國の割地を叙し、寛永前後に起源を有するものとなしたり、以下所論を進むる序を以て其後採訪の史料を補足せんに同國今立郡水落にありては寛永三・四年に(神明神社文書)坂井郡山岸にありては寛永六年に(山岸村百姓願書)今立郡水海にありては寛永八年に(水海村百姓願書)その慣行ありたるを明記せり。又越後國にありては之を慶長年間に擬したることあり、但し使用の史料不充分なりしを以て當時猶之を推定に止めたりき。

之を要するに江戸時代幕政開始以前にはその存在を認むる能はざりしなり、假りに最も古しとする越後の場合を以てしても、松平忠輝の奉行大久保長安の案出と云へるなり。

然れども更らに歩を進めて考ふるに、此等の所例によりて示さるる江戸時代の初期は、法制殊に地方ちひたの細則は未だ完備せず、戦國時代の各領に於ける慣習を襲用せるものその例尠からざるあり、相連關するところなきにあらざるべし、戦國時代にありては庄園の制度猶存するものあれば源流ここに出づるものなるかも亦知るべからず、或は又斯の班田(若しくは井田)の遺法を起源に充つるが如きは信ずるに足らずとするも、共同開墾遺制説亦臆測せられざるにあらず、余輩は斯く幾種かの豫想せられたる源流説の下に、割地の發生は檢地とその高割付に由來するものなりと云はんとす、斯くして當然の結果その發生時期は少くとも戦國時代の末葉に進め得べしと信ず、

もとより此等の證左は唯所要條件の完備したる史料の現出によりて、最も雄辯に決定せしむるを得べけんも、或る制度は必ずしも同一の完備したる形を以て最初より現出せるものにあらず寧ろ或る原因によりて斯る思想の發達を見、漸次その形式を具備して遂に頗る錯雜の形をとるを常とす、割地に於ても亦然り、故に以下斯る意味に於てその發生を論じ、次でその發達に言及するものあらんとす。

斯く云へばとて、もとより余輩はその發生起源を唯一に限定して、他を排除せんとするものにあらず、唯現今に至るまで考察するところに於ては斯く云はざるを得ざるのみ、而して亦本篇にありても從來發表の管見に對して根本の矛盾なし、これ以下所説するところによりて明示せらるべし。

二、**檢地と高割付**。課税の對象物としての土地の檢注は、時代によりもとより精疎繁簡の別あれども、國初より之を行ひしこと明かなり、而も室町時代以降、戦亂に伴ひてその制漸く行はれざるに至りしが、戦國時代の末期統一の氣運漸く生ずるとともに、群雄の領内にその施行を見るものあり、織田信長天下併合の實を擧げんとするに當り、亦大にその企てあり、業中ばにして倒れたりしも、次で豊臣秀吉の時代となり所謂太閤檢地の擧となれり。以下専らこの論文には越前の史料を使用せんとするを以て、例を同國の場合にとるに、信長の時代には、天正の初年柴田勝家の手によりて繩打のことあり、秀吉の時代となり天正十二年には丹羽長秀亦その擧あり、その後

慶長三年の大檢地となれり。此等の擧はその期するところ、劃一的に財源を出來得る丈け擴張するにあれば、一度は一度より土地の各種目に亘りて、丈量檢出并びに精しく、斯くしてその廣狹と斗代と確定せらるゝに及び、高の成立を見、長く課税の基準となれり、而も高の決定は檢者と非檢者との間に所見一致せざる場合多く、その歩詰に於て、檢地奉行は可成多く、村民側は出來得る丈少く見積らんとし、斗代にありても亦然り、但し一旦確定せられたる村高にありては非常の變動あるに非ざれば、再檢を乞ふこと殆ど不能なり、村民として不得止所定の高を認容せざるを得ざるなり、一旦認容したる以上は、何等かの方法を以て村民としてその不足分を補足し、石高に相當したる租税を納めざるべからず、『中山村』越前國南條郡田地割書違記録』に收めたる左の一通はこの間の事情を説明するものなり。

田地割之書違

一、天正十二年、越前守殿○丹羽長秀御繩打ニ、當所之御高、百五十壹石八升貳合ニ被仰付候、其旨を以、去天正十九年三月以前ニ、荒田野畠野帳之上、殘なく出入算用仕、高打ニ相濟申候、然者少之申分候處ニ、此隣郷之年寄衆爲取沙汰、右之拾九年之如定之相濟申候。此上者、何も荒地田畠割付渡、請取申候儀、其渥分開申、公方之御納所具ニ可仕候、若我々當郷持分田畠開不申候而、あらし申候共、公用之御納所如前々高打ニ無異儀候、急度御納所可仕候、仍爲後日之狀如件

文祿二年二月十日

中山村

源右衛門 ○外五  
名略

隣郷之肝煎

○十二名  
略

これ新檢の高を以てすれば、その負擔重きに過ぐるを以て、紛紜を來せるが、隣郷の衆之を和談したるが爲め、荒地の割付によりて補足し、貢納の方法を講じ、所定の高に異議なきを云へるなり、文中最も注意すべきは、村中高持源右衛門外五名として何れも荒地田畠の割付をなせることにして、換言すれば檢地の結果としての高の不當を地主間に均分したるなり。

次に慶長三年の檢地にありては、更らに檢出するところの高六十八石餘、合せて二百十九石五斗の定めとなれり、於之この高受けは一村として再び紛紜を重ぬるの因となりしが、結局亦地主に對して所定の高を割付せしむる方法を執るに至れり、前記錄に云ふ

一、右度々田地割小棹打仕候へ共申分候て、一同慶長五年當御檢地御高ニ谷々ニて割付申事。

一、御奉行小林殿馬淵加右衛門殿へ申上、田地割之御奉行も則御地頭加右衛門殿也。

小棹打之上、同打増引合御檢地之定之高……右此上出入於申分者、在所上下共圍之内、屋敷堀田互除之外ニて之田地、一圓ニ替地ニ可仕者也、右之小棹打ハ上中下ニ申分候て、御奉行衆へ申上様ニ當御奉行御地頭馬淵加右衛門尉殿候て□入候間、則谷割御奉行被召候て御割候也。

慶長五年三月四日

即ち慶長三年七月の檢地以降慶長五年二月に至る間、その定められたる檢高の不當を處置せんが爲めに、奉行の許可を得て、一村として私に谷々を測り、又斗代を定むる爲土地の品等をも精査して、漸く各地主間にその割當を了したるを云へるなり。而して若し此上紛紜のこと生じたる時は、互に圍の内・屋敷地・堀田<sup>○單獨開墾地</sup>を除きて相交換することを得べき規約となせり、文中に見えたる田地割は後に所謂土地の割換を云ふものにあらず、單にその字の示すが如く土地を割渡すことなりと云へども、「田地一圓に替地すべし」と云へるは、文祿二年二月の規約より更に一步を進めて、一村の土地所有者として其の持分を一定の地に限定せず、以て公平を保つべきを誓言したるものなり、而して慶長五年三月四日谷々田地斗代定ナラシ帳の示すところによれば、谷々の各小字に亘り上・中・下の地種によりて、凡そ十一の數を以て除せらるゝ高に按排し、十一を以て除したる數を一口となせり、斯くして之を組合せ各地主間に割當てたり、この十一なる數は、定められたる總高二百十九石五斗を假りに二百二十石となし、最も除し易き目安の數として用ゐられたるなるべし。

斯くの如く、一、百姓として田地の廣狹を精査し、二、各地はその所有地を固定せず、三、又一旦假りに持分を決定するに當りては、一定の數に細分して地種とその場所とを巧みに組合せたることは、明らかに後の割地の要素を具備したるものと云ふべきなり。

三、内檢。江戸幕府時代以前既に割地の發生を見たること以上の如し、而してその以後寛永年度

頃より地方書類並びに文書類に「内檢」の文字類出したるは、これ明らかに割地の一般に慣行せらるゝに至れるを證するものなり、「内檢」とは「内々の檢地」の意にして、農民の間に於て非公式に地を檢するを云ふ、即ち前掲中山村書類に「小竿打」と云へるものはこの内檢に外ならざりしなりこの内檢が全く割地と同一なりしことは、寛永三年水落村<sup>○越前國今立郡</sup>百姓の神明社宛寄進狀に「右之田地へ今度内見仕候付總中より永代御きしん仕候」と云ひ、寛永四年の同寄進狀には「今度水落村地割仕候付<sup>○中略</sup>惣中より御氣心仕候」と云へるを以て明らかにして、内見は即ち内檢なり、猶下番村記録。<sup>○越前國坂井郡</sup>によれば、寛文十一年度に地割、元祿二年・寶曆四年に内檢、嘉永五年に畦直しと云へり、名目各々異れども皆同一の用法なり。

斯くして内檢の發生は、公定高と實際の高との間に懸隔を見たる時、一村として地主間の負擔を公平にせんが爲めの行爲なれば、前項例示したる中山村の場合の如きを以てその本體となせども、漸次その範圍を擴大して、或は水損に際し、若しくは特別の事情によりて減地せられたる場合の如きも同じく「内檢」を行ひ、遂に一般的の慣習となるに至れり、水損を原因となすもの、例は前に屢例示したるを以て之を措き、特別の事情を以て減地せられたる場合にありては、例へば松岡村<sup>○越前國吉田郡</sup>にありては、慶安元年松平昌勝のその封地として茲に居館を構へ入部するや、その地の一部は家中の屋敷地として引上げられたるを以て村民内檢を遂げ、その麻畠・油木畠・中畠下畠・屋敷等に亘りて之を地主の敷四十一に割當て、之に年代を附し抽籤の上その持分を定めたるあり又「家久村」<sup>○越前國丹生郡</sup>内檢地に付覺書」に左の記事あり。



一、明和元年甲申春總田畠相改候事 右元年ニ總田畠屋敷等相改候。○中略 元來内檢地村中不得心  
ニ候へども、柳原小左衛門怖伊八御代官方庄屋役相勤百五十餘兩餘御納所引明ク出奔いたし其  
分村中より辯納其上小左衛門田畠無高ニテ賣拂無土高斗有之ニ付無土高配當難請由五兵衛申  
立夫より發り候内檢故云々」

斯る特例の外、又別に斯の山別并びに苗分けなやの慣習の如きも、亦内檢と同系のものなること既に述べたるどころにして、斯る均分思想は種々の場合に「内檢」の形をとりて現れたるを見るなり。

斯して江戸幕府時代、越前國中を通じ、村高と云へば慶長三年太閤檢地の打出し高を以て之を公稱し、新田打出等の場合ある外は、之を改正せずして物成その他の割賦標準となせりと雖、内檢の度數重なるに及びては遂に之を以て公定村高に引直すことあるに至れり、例へば杉本村。○越前國丹生郡明細帳に「元祿三十二年百姓内檢地一、高百九十七石五斗六升五合田畠屋敷辻」となせるはこれ内檢地高なることを明示するものなれども同時に公定村高となるに至れるなり。

四、割換と定期割換。割地は必ずしも定期に割換ふるを以て絶対要件となすものにあらず、その起源にありては單に當面の負擔均等を目的とす、彼の中山村の場合の如きも全く公定高の増歩を平均に負擔せんが爲めの小掉打たりしなり、斯くの如くにして、内檢は初めその必要に迫まられ遂にその均等の精神を徹底せんが爲めに、或る年數を一期として更らに持分を變換せしむるの手

段に出でたりき、於之初めて「割換」を見るに至れるなり、而もその起源にして村民地主間の合議上その不公平を除去せんが爲めの一方法たる以上、若しその所定の年期來ると雖更らにその必要なき場合には之を延期すること少からず、又持分の上に於て苦情生じたる時は之を廢止して固定持地を定むること左の例の如き場合あり。

一、米浦○越前國丹生郡總高百五拾九石八升八合ニ御座候處ニ從光年爲村法名割に仕五年三年一度宛右之御高割直し作り御終所仕來申候へ共、島高多村中百姓年々迷惑仕作人無御座候、村中へ田畠差上置候御田地大分御座候、依之村中難儀仕總百姓寄合相談仕候へ、田畠先年より度々割直し申ニ付、隣村と遠島ニ樹木曾以無御座、御納所見合候も不罷成御田地作人も無御座候間、自今以後御高最早割直し不申答ニ村中寄合相談納得仕、此上ハ雜家共ニ島望者ニハ相渡し可申と爲申聞望之者都合而五拾六人御座候、此外相殘雜家之者共にも御田地請取作り仕候様ニ被申渡得其意候へ共、我々儀ハ勝手ノのすきわいにて獵師片手にて島方作り不被申、後々如何様之家徳ニテモ望無御座候由申ニ付、其斷承届雜家百姓共ニ納得仕五十六ニ割取申處實正ニ御座候、唯今ヨリ以後田畠共ニ樹木桑楮木之實漆樹等此外夫々の植木付御納所當ニ茂可仕候、然上ハ自今以後田畠山共割なをし申間敷候、若樹木うゑさせ置後日ニ割取可申由、又は田畠持者高下御座候共村定り年貢高下御座候由申候共、加様ニ納得之上ハもはや割直し申間敷之定ニ候間銘々地境改五十六人寄合圖取遣ニ念を入仕候加様ニ村中庄屋長百姓惣百姓雜家嬪等迄相談を以納得證文判形仕上候、後年ニ至何角割直し可申由申者御座候ハ、此證文を以御

公儀様へ被仰上何様之越度ニも可被仰付候、

一、舟引場持分并ニ屋敷支配持分村定り之年貢毎年庄屋方へ右定り年貢無相違相立可申候、  
自今以後もはや割なほし申間敷候……

正徳二年辰十二月

而もこの後寛政九年六月の高持改帳によれば六石六斗二升を一戸分として二十三戸、六石八斗二升八合一戸分〇庄屋合せて二十四戸、總高百五十九石八升八合を支配せるを示せり、此を以て見れば正徳二年十二月所定の五十六戸割當持分はその後亦或る事情によりて割換をなし二十四戸分となせるを察知すべし、而してこれ割換若しくは定期割換地は斯くの如き必要に應じて變更せられたるものなるを示すものなり。

五、割地と村落制との結合。以上絮説したるが如く割地が一般的の慣行となるに及び村落制と結合して「割換」をなすを以て本體となし、或は五年・十年・二十年に一期を劃してその實施せらるるに及びては、一村の共同生活に對する便宜の爲めにこの割換を機會として道路・用水・耕作地等に關して諸種の規定を定め實行したりしこと、曩に本誌に述べたるところの如し、茲に至りて割地は發達して一の主要なる村掟となれり、而して元來は一村内を限りての制度たりしと雖、事村高に關するを以て一方藩に對しては奉行の許可を必要となせり、前出中山村に於ける正徳二年九月の内檢見差出帳によれば、百姓中より領主の役所に宛て「村中大小之百姓立合神文之上無依怙最負

内見仕帳面差上申候、御見分之節若相達成義御座候ハ、何様之曲事ニも可被仰付候」と云へるを見るなり、藩にありても亦その此方ちかたの必要なる制度として凡例を定め之を適用せしめたり、福井藩畦直し舊格○橋本左内全集  
農政建議案所引に云ふ、

一、畦直し致度段村連印を以て願出候村御座候ハ、頭百姓中百姓小百姓共呼出違存無之候段再吟味之上御達申上候上代官よりも御奉行共へ申達子細無之候得ハ御勘定より附紙にて相下り其段村方へ申渡出來候上ハ反別帳指出御所務方へ指出置候但し尺竿其村方之在來ニ任せ置候尤田畑之不陸を上中下三段とし剛引不直無之様の村柄も有之所の仕來りにて少々つゝ替りは有之事ニ御座候

と、而も藩はこの村掟に對して毫も干渉的態度をとるものにあらず、唯村民としての異論生じたる時に之を理せんが爲めに豫め之を監督したるのみ。

六、附言。以上の所論は頗る簡單なれども、割地の發生を江戸幕府時代以前に求め、その制度の漸次發達せる徑路を明かにしたるを信ず、唯その史料一地方に限られたるを以て一層精密に各地の慣習を比較して相互の脈絡を知る能はざりしを遺憾とす、而も時代を離れて法の發現なし、余輩は暫くこの局限せられたる史料より結論したる一説を保留せんと欲するなり。